

令和6年度

いじめ防止基本方針



豊後高田市立真玉小学校

目次

1. 学校いじめ防止基本方針	… 1
2. いじめとは	… 1
(1) いじめの定義	
(2) いじめに対する基本的な考え方	
(3) いじめの集団構造と態様	
3. いじめ防止の基本的な方向と取り組み	… 2
(1) 指導体制、組織体制	
(2) 年間指導計画	
4. いじめ防止の措置	… 4
(1) いじめの予防	
(2) 早期発見	
(3) いじめの対応	
①いじめられている児童への対応	
②いじめている児童への対応	
③友人、知人（観衆、傍観者）への対応	
④保護者及び関係機関との連携	
⑤いじめが解消しているとは	
(4) SOSの出し方教育の推進	
・自殺予防教育	
5. ネットいじめへの対応	… 6
6. 重大事態への対応	… 6

1 学校いじめ基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育をうける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本的な方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、学校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な形態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）を活用して行う。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、この問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

(3) いじめの集団構造と態様

◎いじめにみられる集団構造

いじめは「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」

も)」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめの子」への抑止力になる。

◎具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口（相手を傷つけたり、蔑んだりする言葉・誹謗や中傷の言葉等）や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制、組織体制

◎指導体制～いじめの起こりにくい学校へ～

- ①子どもに関する情報を教職員全員で収集し、課題を共有する
- ②現状と課題をふまえて指導方針を示す
- ③方針を具現化する取組計画と具体的な行動基準を示す
- ④役割分担を明確にし、相互補完的に協力する

◎組織体制～いじめ防止対策のための組織～

「いじめ対策委員会」を設置する。（*組織図別紙）

〈目的〉

- ・学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・配慮を必要とする児童への支援

〈構成メンバー〉

校長、教頭、生徒指導担当教員（仲井）、教務主任（時枝）、
該当学年担任、教育相談コーディネーター・養護教諭（柴田）

〈開催〉

定例として学期に1回以上、いじめが疑われる案件の発生など別途必要に応じて開催する。

(2) 年間指導計画

		指導計画	教職員研修	地域との連携
		児童の活動 家庭との連携	アンケート集計 計画と振り返り	生徒指導 コミュニティ
	4月	・学級開き、仲間作り ・家庭訪問 ・年度初め保護者総会	・年度初めの計画の確認 ・実態把握 ・いじめ対策委員会 (計画の修正)	
	5月	・元気っ子アンケート ・いじめに関するアンケート調査	・アンケート集計、分析	学校運営協議会
	6月	・こころの集会 ・人権学習 ・情報モラル教育		
	7月	・期末学級懇談 ・元気っ子アンケート		生徒指導連盟
	8月		・アンケート集計、分析 ・いじめ対策委員会 (計画の修正、研修計画) ・生徒指導研修	学校運営協議会
	9月	・夏休みの反省	・休み明けの実態把握	
	10月	・元気っ子アンケート ・いじめに関するアンケート調査	・アンケート結果の共通理解 ・アンケート集計、分析	
	11月	・人権週間の取組		
	12月	・期末学級懇談 ・人権講演会	・いじめ対策委員会 (計画の修正)	学校運営協議会
	1月	・冬休みの反省	・休み明けの実態把握	
	2月	・元気っ子アンケート ・いじめに関するアンケート調査	・アンケート結果の共通理解 ・アンケート集計、分析	学校運営協議会
	3月	・年度末学級懇談	・いじめ対策委員会 (基本方針見直し)	生徒指導連盟

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの予防

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活をおくることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことである。「居場所づくり」「絆づくり」を大切に、きちんと授業に参加し(規律)、基礎的な学力を身につけ(学力)、認められているという実感(自己有用感)を子どもに持たせる等「授業づくり」「集団づくり」をしっかりとっていくことが重要である。

- ①学習指導の充実
- ②特別活動、道徳教育の充実
- ③人権・部落差別解消教育の充実
- ④情報モラル教育の充実
- ⑤教育相談の充実
- ⑥保護者地域との連携

(2) 早期発見

いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもの側からも出ている。様々な方法を用いて、いじめの把握に努めることが重要である。

① 観察

授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意をばらう。また、日常の日記や日誌等を通して、子どもの理解に努める。(日常的生活ノートの交換、日々の個人記録をつける 等)

② 情報収集

定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する。学校の相談窓口を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする。

③ アンケート調査

- ・1学期はじめと毎学期末に「元気っ子アンケート」、年3回「いじめに関するアンケート調査」を実施する。
- ・「教職員意識調査」を実施し、研修を行う。

④教育相談の実施

校内での相談体制や、各種相談機関の周知、市の福祉関係部署との連携

(3) いじめへの対処

- いじめを発見した、またはその疑いがあった時点で、教職員に周知し、多方面からの確
- ・迅速に対応する必要がある。さらに、保護者に正確な事実を説明し、誠意ある態度で接し、ともに解決に向けた協力体制と信頼関係を確立することが大切である。

具体的には、

- ◎ いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認する。
- ◎ いじめたとする児童に対して事情を確認し適切に指導する。

以上を組織的に行うことが必要である。

① いじめられている児童への対応（共感的に受け止める姿勢で対応する）

- ・学校として「なんとしても守る」という姿勢を示す。
- ・プライバシーの保護に十分配慮する。
- ・状況の確認
[身体の被害状況、金品の被害状況、警察への被害申告の意志、カウンセリングの必要性、適応指導教室での対応の必要性]
- ・再発の潜在化や PTSD 自殺危険度のアセスメントに留意する。
- ・障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、適切な指導及び支援を行う。

② いじめている児童への対応（毅然とした態度で対応する）

- ・いじめは決して許されない行為であること、いじめられた側の心の痛みを配慮すること、自分の行為が重大な結果につながったことを伝える。
- ・カウンセリングの必要性を確認する。
- ・心理的背景や逆にいじめられる可能性に配慮する、

③ 友人、知人（観衆、傍観者）への対応（みんなを守るという姿勢で対応する）

- ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること、いじめを察知した時、大人に通知する勇気をもつこと、他人の往来バシーを保護する必要があることを伝える。
- ・カウンセリングの必要差異がないか確認する。
- ・観衆、傍観者も被害者になる可能性があることに留意する。

④ 保護者及び関係機関との連携

- 保護者・家庭（学級担任を中心に対応）
 - ・被害者最優先、加害者側へ毅然と対応する方針であることを伝える。
 - ・保護者が知り得た情報、警察への被害申告の意志、学校に対する要望、学校への具体的支援の内容を確認する。
 - ・知り得た事象内容の保護者への公表、安全配慮が不十分であった場合の謝罪について

配慮する。

- 保護者・コミュニティ・地域の方々（管理職を中心に対応）
 - ・被害関係者の意向を十分確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容を伝える。
 - ・見守り等を依頼する。
 - ・知り得た情報や、学校に対する具体的支援の要望内容を確認する。
- 医療機関・児童相談所・適応指導教室・臨床心理士・弁護士等（管理職、生徒指導担当を中心に対応）
 - ・被害関係者の意向を十分確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容を伝える。
 - ・学校への協力を依頼する。
 - ・知り得た情報や専門的立場からの助言を確認する。
 - ・必要に応じてケース会議を継続的に開催する。
 - ・学校に対する具体的支援の内容を確認する。
- 警察（管理職、生徒指導担当を中心に対応）
 - ・学校警察連絡協議会を積極的に運用し、情報を共有する。
 - ・児童生徒の健全育成を図ることを目的とした「学校と警察の連絡制度」に基づく、いじめ事象についての情報共有と対応の協議を行う。
 - ・犯罪行為となるいじめ事象の場合、事象内容、関係児童、被害申告の意志、括弧苦の指導方針等を伝える。
 - ・今後犯罪行為に発展するおそれがある、又は学校長が通報を必要と判断したいじめ事象の場合、学校と警察の連携した対応について依頼する。

⑤ いじめが解消しているとは

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月）継続している。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(4) SOSの出し方教育の推進

子どもたちを取り巻く環境の中で、いじめ等が要因となって自死する事案が発生している状況を踏まえ、自分の命の大切さを学ぶための授業や「きつさ」や「困り」等が生じたときに、自分でその限界を自覚し、SOSとして誰かにその思いを話したり、相談したりすることを実践的に学ぶ取組が必要である。

そこで、子どもたちの発達段階を考慮しながら、心の病気の理解やストレスの対処法などを学習として取り組んでいく。

また、合わせて子どもたち一人ひとりが「いじめやさべつをなくすための真玉っこ子のやくそく」をもとに人間関係づくりプログラム等の学習を推進し、互いに、何でも話せ、つながり合える関係づくりに取り組む。

5 ネットいじめへの対応

①児童への対応

- ・被害児童への対応 … きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。
- ・加害児童への対応 … 加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
- ・全校児童への対応 … 個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

②保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6 重大事態への対応

重大事態とは

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。